

改正

平成16年11月30日告示第206号
平成18年3月24日告示第27号
平成20年3月31日告示第29号の4
平成21年3月16日告示第14号
平成22年3月5日告示第16号
平成24年8月29日告示第128号
平成28年3月31日告示第56号
平成28年3月31日告示第59号

伊豆市重度心身障害者（児）医療費助成要綱

（目的）

第1条 この告示は、重度心身障害者（児）（以下「障害者（児）」という。）の医療費を助成することにより、当該障害者（児）の自己負担の軽減を図るとともに、その療育を推進して福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において「障害者（児）」とは、伊豆市内に住所を有し、かつ、別表に掲げる社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号に規定する施設に入所している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により児童福祉施設に入所している者及び同条第2項の規定により指定医療機関に入院している者を除く。

- （1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、障害程度が身体障害者福祉法施行細則（昭和25年厚生省令第15号）第5条第3項に定める身体障害者障害程度等級表の1級又は2級の障害に該当する者
- （2） 前号に掲げる身体障害者手帳の交付を受け、障害程度が同号に掲げる身体障害者障害程度等級表のうち心臓・じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害の3級の障害に該当する者（以下「内部障害3級の者」という。）
- （3） 静岡県療育手帳交付規則（平成12年静岡県規則第89号）第5条第1項の規定により療育手帳の交付を受けた者及び他の都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市において交付された療育手帳を所持して伊豆市内に転入した者のうち、その障害の程度がAと判定された者
- （4） 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者に監護されている特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3に掲げる1級の障害の状態に該当する20歳未満の者
- （5） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45号第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受け、その精神障害の状態が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級の1級として認められた者

2 この告示において、「65歳以上新規対象者」とは、平成16年12月1日以降に新たに前項に規定する障害者（児）となった者のうち、当該要件に該当することになった年齢が65歳以上であったものをいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- （1） 前項第1号及び第2号に規定する身体障害者手帳の交付の申請を静岡県内の市町において

受理した時点での年齢が65歳未満であった者

(2) 身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳を取得している者のうち当該手帳の交付を受けた理由と同一の障害により65歳以上になって新たに障害者となった者

3 この告示において「医療機関等」とは、社会保険各法の規定に基づき医療に関する給付を取り扱う病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者その他のものをいう。

4 この告示において「基本利用料」とは、社会保険各法における訪問看護療養費のうち指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第13条第1項に規定するものをいう。

（助成の対象者）

第3条 この告示に定める医療費の助成を受けることができる者は、伊豆市内に住所を有する障害者（児）又は障害者（児）を監護し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 障害者（児）を監護する父母がいる場合は、父又は母。この場合において父及び母がともに監護するときは、当該父又は母のうち、主として当該障害者（児）の生計を維持する者（当該父及び母がいずれも当該障害者（児）の生計を維持しないものであるときは、当該父又は母のうち、主として当該障害者（児）を監護する者）

(2) 父母がないか又は父母が監護しない場合は、当該障害者（児）又は同居して監護する者

(3) 前号に掲げる者のほか、特に市長が助成を必要と認めた者

（助成の額）

第4条 この告示に定める医療費の助成を受けることができる額は、次に掲げる額（各種法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付（生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の規定に基づく医療扶助を除く。）及び健康保険組合等の規約又は定款等で定めている附加給付がある場合は、当該給付の額を控除する。）から自己負担金として、障害者（児）1人の1月につき同一の医療機関等（薬局を除く。）に対する医療費の支払いごとに500円（当該支払額が500円に満たない場合はその額）を控除した額とする。

(1) 社会保険各法の規定に基づき、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項に規定する療養に要する費用の算定の例により算定した額から当該保険による給付を控除した額

(2) 社会保険各法の規定に基づき、健康保険法第88条第4項に規定する訪問看護療養費のうち基本利用料として医療機関に支払った額又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第4項に規定する訪問看護療養費のうち基本利用料として医療機関に支払った額

2 内部障害者3級の者については、前項に掲げる経費のうち、当該障害に付随して発現する傷病に対する医療であると医療機関等が判断した医療に係る経費に限るものとする。

3 65歳以上新規対象者のうち、本人又は本人と同一世帯に属する者のいずれかの前年の所得に市民税が課せられている者については、第1項に掲げる経費のうち、入院以外に係る経費に限るものとする。

（助成の申請）

第5条 この告示に定める医療費の助成を受けようとする者は、社会保険各法に規定する療養の給付を受ける資格を証する書類（以下「被保険者証」という。）を提示し、重度心身障害者（児）医療費助成金受給者証交付申請書（様式第1号）に、附加給付内容証明書願（様式第2号。前条第1項に規定する附加給付がある場合に限り。以下この条において同じ。）を添付して市長に提出し、重度心身障害者（児）医療費助成金受給資格者証（様式第3号。以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。

2 受給者証の有効期間が満了し、受給者証の更新を受けようとする者は、被保険者証を提示し、重度心身障害者（児）医療費助成金受給者証更新申請書（様式第1号）に附加給付内容証明書願及び受給者証を添付して、市長に提出し、受給者証の更新を受けなければならない。

(受給者証の交付)

第6条 市長は、前条の規定により申請した者が、この告示に定める医療費の助成の対象者であると認めるときは、受給者証を交付しなければならない。

(受給者証の再交付)

第7条 受給者証の損傷又は紛失等の事由により受給者証の再交付を受けようとする者は、重度心身障害者（児）医療費助成金受給者証再交付申請書（様式第4号）を市長に提出して、その再交付を受けなければならない。

(受給者証による受診)

第8条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）又はその監護する障害者（児）について診療を受けようとするときは、医療機関等に被保険者証とともに受給者証を提示し診療を受けた後、当該診療に係る第4条第1項各号に規定する額（以下「一部負担額」という。）を支払うものとする。

(支給の申請)

第9条 受給者は、医療費の助成金の支給を受けようとするときは、市長に助成金の支給申請を行わなければならない。

2 前項の場合において、受給者が前条の規定により医療機関等に被保険者証とともに受給者証を提示し、診療等を受けたときは、当該医療機関等から提供される情報に基づき静岡県国民健康保険団体連合会から市長に当該診療等に係る一部負担額その他助成金の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、受給者から市長に助成金の支給申請があったものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するため、受給者が助成金の支給申請を行うときは、重度心身障害者（児）医療費助成金支給申請書（様式第5号）に当該保険診療の領収書を添付して市長に提出しなければならない。ただし、受給者のうち内部障害3級の者が助成金の支給申請を行うときは、重度心身障害者（児）医療費助成金支給申請書（様式第5号の2）に、第4条第2項に該当する保険診療の領収書を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 受給者証を持参しないで受診したとき。
- (2) 受給者証の交付までに日数を要し、その間に医療機関等に受診したとき。
- (3) 県外の医療機関等で受診したとき。
- (4) 保険給付の対象となる補装具の支給を受けたとき。
- (5) 保険給付の対象となるマッサージ、はり、きゅうの施術を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、前項の規定によることができないと市長が認めたとき。

(支給額の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請書の内容を審査し、医療費について適当と認めた支給額を決定し、受給者に支給するものとする。

(支給の対象期間)

第11条 医療費の助成金の支給の対象期間は、第5条に規定する申請書の提出があった日から第3条に規定する者としての要件を欠くに至った日（第2条第1項第3号及び第4号に掲げる児童にあっては、その者の年齢が20歳に達した日の前日）までとする。

(助成の停止)

第12条 障害者（児）、障害者（児）の配偶者又は障害者（児）の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該障害者（児）の生計を維持する者の前年の所得（1月から9月までにあつては前々年の所得）が別に定める額以上であるときは、その年の10月から翌年9月まで（前々年の所得が対象の場合はその年の9月まで）の医療費の助成を停止する。

2 市長は、前項の規定により医療費の助成の停止を決定したときは、重度心身障害者（児）医療費助成金受給資格停止決定通知書（様式第6号）により第5条の規定により受給者証の交付を受けた者に通知するものとする。

(変更届)

第13条 受給者又はその監護する障害者（児）が住所又は氏名を変更したときは、受給者は、被保険者証を提示し、重度心身障害者（児）医療費助成金受給者証交付申請事項変更届（様式第7号）に受給者証を添付して、速やかに市長に届け出て、受給者証の書換交付を受けなければならない。

2 受給者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、被保険者証を提示し、重度心身障害者（児）医療費助成金受給者証交付申請事項変更届を、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、第3号に該当する場合を除き、加入する医療保険に附加給付がある場合は第5条第1項に規定する附加給付内容証明書願を添付しなければならない。

- (1) 加入している医療保険を変更したとき。
- (2) 附加給付の内容に変更があったとき。
- (3) 支払希望金融機関を変更したとき。

(受給資格喪失届)

第14条 受給者が第3条に規定する者としての要件を喪失するに至ったときは、重度心身障害者（児）医療費助成金受給資格喪失届（様式第8号）に受給者証を添付して、速やかに市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による届出義務者は、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。この場合において、死亡し、又は失そうの宣告を受けた者に支給すべき医療費の助成金があるときは、届出義務者に支給することができるものとする。

(助成金の返還)

第15条 市長は、受給者が偽りその他不正な手段によりこの告示に定める医療費の助成金の支給を受けたときは、既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(損害賠償との調整)

第16条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成金の額に相当する金額を返還させるものとする。

(権利の消滅)

第17条 この告示により医療費の助成金の支給を受ける権利は、障害者（児）が診療を受けた日の属する月の翌月から起算して1年間、第9条に規定する支給の申請を行われなかったときは、消滅するものとする。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の修善寺町重度心身障害者医療費助成要綱（平成7年修善寺町告示第30号）、土肥町重度心身障害者医療費助成要綱（昭和48年土肥町要綱第53号）、天城湯ヶ島町重度心身障害者医療費助成要綱（昭和53年天城湯ヶ島町要綱第47号）又は中伊豆町重度心身障害者医療費助成規則（昭和48年中伊豆町規則第20号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成16年11月30日告示第206号）

1 この告示は、平成16年12月1日から施行する。

2 この告示の改正前に従前の規定により取り扱ったものは、改正後の相当の規定により取り扱ったものとみなす。

附 則（平成18年 3 月24日告示第27号）

この告示は、平成18年 4 月 1 日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公示の日から施行する。

附 則（平成20年 3 月31日告示第29号の 4）

- 1 この告示は、平成20年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示の施行の際改正前の伊豆市重度心身障害者（児）医療費助成要綱の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている申請書は、改正後の伊豆市重度心身障害者（児）医療費助成要綱の相当する様式により提出された申請書とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成21年 3 月16日告示第14号）

この告示は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月 5 日告示第16号）

この告示は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 8 月29日告示第128号）

この告示は、平成24年10月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日告示第56号）

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

- 1 健康保険法（大正11年法律第70号）
- 2 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- 3 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- 4 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- 5 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- 6 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- 7 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

様式第 1 号（第 5 条関係）

様式第 2 号（第 5 条関係）

様式第 3 号（第 5 条関係）

様式第 4 号（第 7 条関係）

様式第 5 号（第 9 条関係）

様式第 5 号の 2（第 5 条関係）

様式第 6 号（第12条関係）

様式第 7 号（第13条関係）

様式第 8 号（第14条関係）